

インフレ会計の展開における ASOBAT の意義

久保田 秀 樹

I はじめに

ASOBAT (AAA [1966]) で展開された会計は、利用者指向型として特徴づけられるが、利用者指向の傾向は、アメリカ会計ではそれ以前から存在した。例えば、AAA の1936年の会計原則試案 (AAA [1936]) では次のようにたわわている。

「会計原則の適用の最も重要な事例は会社会計の領域、特に損益並びに財政状態を外部へ報告する諸表の作成のうちに存する。企業および行政機関の重要な諸決定の中で、これらの報告諸表に依存するものは非常に多いので、これらの報告諸表はその経済的並びに社会的重要性を著しく増大した。」(中島訳 [1964] 87頁)

しかし、AAAの1977年報告書 (AAA [1977]) も指摘するように、それに基づいて会計原則試案が構築されていたわけではなかった (染谷訳 [1980] 23-24頁)。

一方、ペイトン＝リトルトン (Paton and Littleton [1940]) も次のようにいう。

「会計の目的は、企業に関する財務上の資料を経営者、出資者および公衆の要請にかなうように蒐集編成して提示することにある。」(中島訳 [1958] 1頁)

ペイトン＝リトルトンについては、AAA の1977年報告書は、それが演繹的な議論を示すかぎりでは、われわれは意思決定モデル接近法とみなすとしている (染谷訳 [1980] 62頁)。

しかし、実際の会計自体は、およそ意思決定指向的に発展してきたわけではない。すなわち、「現在の会計実務は、目的の一貫した説明をな

すこともなく、異なった目的を満たすことを試みることによって、時間の経過とともに、展開してきて」(法政大会計学研究室訳 [1973] 163頁) おり、「1950年代以前においては、会計理論について綿密に作成された多数の研究書は会計のアウトプットの利用者にはふれてはいたけれども、それらの研究書の理論構造がいわゆる利用者の情報『要求』にもとづいていなかったことは、はっきりしている。」(染谷訳 [1980] 23頁) からである。

他方、経済学は未来を取扱い、未来に関する意思決定を取り扱うのに対し、会計学は主として過去の記述にたずさわるもの (伏見・藤森訳 [1964] 1頁) という理解を前提に、利益算定に関する経済学的概念と会計学的概念とを調和させる努力がなされた。すなわち、ペイトン、キャニング、スウィーニー、マクニール、エドワーズ＝ベル、ムーニッツ、スプローズ＝ムーニッツ等の「真実利益」理論の唱道者は、新古典派経済理論及び経済行動の観察に基づいて、それまで歴史的記録及び保守的計算に専念してきた会計を、カレント・コストもしくはカレント・バリューを表すように再構築しなければならないと提案したのである (染谷訳 [1980] 14頁)。

AAA の1977年報告書がいう「真実利益」理論とは、要するに時価擁護論であったということが出来る。その意味で、アメリカ会計理論の歴史を振り返ると、インフレーション会計理論史が、そのままアメリカ会計理論史といってもよいほど重要な意味を持ってきたことが分かる。

「意思決定有用性アプローチ」と呼ばれる

ASOBATは、「時価」と「原価」のいずれが「真実の利益」という観点とは別の観点から、時価情報の問題を取り上げる。「真実利益」理論においても、明示的でないにせよ、少なくともインプリシットには「真実な利益」は情報利用者にとっても最も有用であるということが仮定されていたはずである。しかし、「真実か否か」という形で問題を設定する限りは、例えば「時価」と「原価」のうち、いずれが真実か、あるいは「一般物価変動修正情報」と「個別物価変動修正情報」のうち、いずれが真実かという問題に決着をつけざるをえない。それは、一方で、手書ベース・システムを前提とした限られた情報処理能力という条件からの要請にもマッチしたアプローチであったと言えよう。

これに対して、意思決定有用性アプローチは、会計システムを「経済的意思決定のために情報を提供する特殊な応用情報システム」（飯野訳[1969] 93頁）として解釈することによって、「真実な利益」とは何かという問題を棚上げし、会計ないし会計理論の新たな展開を可能にした。本稿では、インフレ会計展開の経緯の中でASOBATの意義に限定し、ASOBATが果たした役割、およびその後のインフレ会計への影響を取り上げてみたい。

II ASOBATの「意思決定有用性—多元的規準アプローチ」と多元的評価

会計システムを応用情報システムとして位置づけることは同時に、情報利用者にとっての有用性、すなわち意思決定有用性をシステムの頂点に据えることを意味する。その背景には、コンピュータ・テクノロジーの発達の他、統計技法等を駆使して目ざましい発展を遂げつつあった他の管理技術が、企業の唯一の情報システムとしての会計システムの位置を脅かしつつあったという事情も存在した。

意思決定有用性を掲げる会計システムは具体的にどのように構築されるのであろうか。

ASOBATは、利用者のニーズが利用者自身にとっても必ずしも明確でないと言う。そして、明確な論拠が示されないまま、情報基準の問題へと話題が転換される。ASOBATは、いわば理念として、意思決定有用性を掲げるが、その下に具体的な会計システムを展開するために多元的基準アプローチを採用する。

「有用性は必然的に利用者の観点から決められる。ところが、とりわけ会計情報の場合には、利用者は、しばしばどのような会計情報が自分たちにとってもっとも有用であるかを定める資格をもちあわせてはいないか、さもなければ、すくなくとも、自分たちの必要性を明確に表現することができないことがある。幸いにも、この有用性の規準は、さらに測定と実行とをもっとしやすくする諸基準にわけることができる。」（飯野訳[1969] 4頁）

多元的基準アプローチは、意思決定—有用性アプローチを前提として初めて成立する。後に、AAAの1977年報告書は次のようにいう。「意思決定—有用性目的が認められなければ、多元的規準接近法はこれほどまでに発展しなかったと思われる。」（染谷訳[1980] 35頁）

「潜在的な会計情報を評価するにあたって使用すべき規準を提供するものとして」（飯野訳[1969] 11頁）勧告された4つの情報基準の内、「目的適合性」、「検証可能性」、「不偏性」はいずれも時価情報開示の正当化に援用されている。

順を追って、それぞれ記述を見てみよう。まず、「目的適合性の基準」の箇所、20年前の原始記録原価が200,000ドル、現在の原価が400,000ドルの建物の例が挙げられる。前者が、所得税目的の減価償却の計算に適しているのに対して、後者は、建物を購入しようとする者にとっては高度の適合性を持つとする。そして、建物を売ろうとする所有者にとっては、「2つの情報はそれぞれ適合性をもっているが、両方いっしょのほうがどちらか一方だけの場合よりも高度の適合性をもってくる。」（飯野訳[1969] 15頁）とする。時価情報開示の積極的支持では

ないにせよ、多元的評価の勧告につながる例示であることは間違いない。

次に、「検証可能性の基準」については、「時価についてのいくつかの見積が検証不能であるという理由で会計目的のために資産を『時価』で評価することは承認できないとする考え方は支持しがたい。」（飯野訳 [1969] 42頁）という立場から、原価情報にも、例えば減価償却計算における耐用年数の見積といった不確定要素が混入し、決してすべてがリジットな要素から構成されているわけではないことが指摘される。こうして原価情報の検証可能性を「相対化」した上で、「歴史的取引にもとづく評価の検証可能性の程度はきわめて高い。しかし目的適合性を増加させるために検証可能性を多少犠牲にすることが、情報の有用性を増加させることもありうる。」とする。

そして、「不偏性」についても、原価情報に有利な属性ではあるが、会社の経営陣が、外部者に対して会社をできるだけよく見せようとして、外部者への財務報告に対する経営陣の意向に偏向が生じることがあるとして、いったん相対化される。その上で、そうした偏向を排除するのに時価評価が貢献することができる（飯野訳 [1969] 43頁）。

利用者指向を標榜する以上、時価情報開示についても、本来、利用者の情報ニーズを根拠に勧告されるべきである。勿論、将来の研究によるその可能性ないし必要性も示唆されてはいる。しかし、当時は、実証研究の蓄積もまだない。また、時価が予測に対して目的適合的であるという論拠は何等示されていない。そこで、歴史的な原価の欠点の指摘と共に多元的評価が導入される。

「そのおもな批判は、歴史的な原価が将来の利益、支払能力または全般的経営効率の予測の基礎としては不十分なことに関係をもつ。われわれは、歴史的な原価による情報はある目的には適合するとしても、あらゆる目的には十分でない、ということを見とめなければならない。したがって、

われわれは歴史的な原価による情報とともに時価による情報をも報告することを勧告する。」（飯野訳 [1969] 29頁）

また、ASOBATでは、将来指向性が強調されるが、何がどのように将来の予測に役立つかの具体的論証はなされていない。すなわち、過去の利益と将来利益の予測については「企業の過去の利益は将来の利益を予測するのに適合したもっとも重要であり、かつただ1つの情報であると考えられる。」（飯野訳 [1969] 36頁）とし、時価と将来予測との関連については次のように、時価の正当化につなげられるにすぎない。「したがって時価は予測が重要である多くの用途に対して高度の目的適合性をもっている。」（飯野訳 [1969] 46頁）

このように、時価情報開示の必要性が情報基準との関わりで強調されるが、同時に原価情報も情報基準の観点からその必要性を説明される。すなわち、「しかしながら歴史的な原価による情報は完了した市場取引から得られるので、歴史的な原価にもとづく記録には高度の検証可能性があり、個人的偏向がない。そのうえ量的表現は通常たいていの取引条件によって簡単かつ直接に行なわれる。」（飯野訳 [1969] 48頁）として、原価情報が、「検証可能性」、「不偏性」および「計量可能性」を満たすことを示した上で、受託関係、法令が歴史的な原価を要求する場合、そして組織的業績の期間的評価には、目的適合的であるとする（飯野訳 [1969] 48頁）。

多元的評価と情報利用者の情報ニーズとの関連については、次のように言う。

「外部利用者に情報を提供しようとするにあたって、会計担当者は、情報に対する特定の要求がなく、したがって比較的重要な利用者の要求を、会計担当者と活動が報告される経済主体との共同責任で一般化しなければならないような情況に慣れている。このような情況を考慮して、本委員会は利用者のどの有力な集団の判断と意思決定にも適合すると考えられるあらゆる情報を報告することを提唱する。本委員会は、いかな

る価値概念も単独ではこの要求を満たすことはできないと信じ、したがって相当広範囲の要求に応えるために、多元的測定による一般目的の報告書を作成すべきである、との結論に達した。」(飯野訳 [1969] 34頁)

ASOBATで展開される多元的評価の背景には手書ベース・システムからコンピューター・システムへの移行があったことは言うまでもない。すなわち、「1つの測定方法をあらゆる目的のために用いることを正当化するために手数の節約ということが主張されるが、このことは幸いにも電子計算機による資料処理の発展に伴って、それほど重要ではなくなっている。」(飯野訳 [1969] 23頁)そして、他方では、会計システムの「応用情報システム」としての解釈は、会計をコンピューター・システムに適合させる上で重要な「思想的基盤」となった。

Ⅲ アメリカにおけるインフレ会計の経緯

ASOBATの意義は、「時価」対「原価」の論争に関しては、いずれが真実かというアプローチから離脱し、いずれも提供するという解決策を裏付ける「意思決定有用性」という「思想的基盤」を明言した点にあるというべきであろう。これは、アメリカにおけるインフレ会計の制度化に重要な意味を持つ。まず、アメリカにおけるインフレ会計の制度化に至る経緯を(1) ASOBAT までの時期と(2) ASOBAT 以後の時期とに分けて概観してみよう。

1. ASOBAT までのインフレ会計の展開

アメリカでのインフレ会計の必要性が唱えられ始めるのは、ペイトン (Paton [1920]) やスウィーニー (Sweeney [1936]) の学説が現れる1920年代以降であった。しかし、インフレ現象が、当時のアメリカにとって実際の問題であったわけではなく、例えば、スウィーニーは、ドイツの1920年代のインフレに関連して評価問題を取り上げたにすぎない。しかし、スウィー

ニーは、既に、一般物価水準変動の影響と、それとは区別される実現された価値評価の問題を認識していた。そして、インフレ会計を原価会計と置き換えるのではなく、あくまでも備忘形式 (memorandum form) での呈示に限定していた。

アメリカではその後も、インフレ自体が問題とならず、そのためスウィーニーの理論も顧みられなかった。第二次大戦中および直後にインフレが激しくなり、第二次世界大戦後に、再びインフレ会計に関心が集まる。しかし、会計手続委員会 (CAP) は、会計調査公報 (ARB) 第33号「減価償却と高コスト」(AICPA [1947]) において、貨幣購買力減少の影響を反映する会計変更は必要ないとの結論を下す。その後、1953年に出された ARB の第43号「ARB 第1号から第42号までの再述と改訂」(AICPA [1953]) でも、会計変更が必要ないことが再び確認された。

アメリカの物価は、その後も上昇した。そこで、CAPのあとを引き継いだ会計原則審議会 (APB) は、1961年の特別会合で、貨幣単位の変動を無視することは、もはや現実的でないと結論を出す。それに応じて、ムーニッツを中心としてインフレ問題を扱う特別委員会が結成される。続いて、会計調査研究 (ARS) 第3号「企業の概略的会計原則試案」(Sprouse and Moonitz [1962]) の中で、貨幣価値変動会計の必要性の認識が強調されるに至る。

1963年には、貨幣価値変動の影響の認識が、ARS 第6号「物価水準変動の影響の報告」(AICPA [1963]) において、再び強調された。ここでは、物価水準変動修正が、財務諸表を利用者にとって、より正確かつ有益にするとされた。スウィーニーの研究が、約30年を経てようやく日の目を見ることになった。

2. ASOBAT 以後のインフレ会計の展開

ASOBAT が公表された1966年に3.07%であったアメリカのインフレ率は、1973年のオイル・

ショック後の1974年には10.89%にまで上昇する（『OECD 経済統計』消費者物価指数（全項目）より算定）。この継続的かつ急速なインフレの加速によって、物価変動会計への関心が一気に高まった。インフレ会計の制度化は、財務会計審議会（FASB）によって進められることになる。FASBは、1974年2月に、インフレによって引き起こされる問題を扱った討議資料「財務諸表における一般物価水準変動の影響の報告」（FASB [1974a]）を公表した。FASBが満を持したインフレ会計の制度化に対して、学界は賞賛を与えた。しかし、実務界では、会計士達は、学界ほどではないまでも制度化に賛同したのに対し、産業界の大半は、制度化に否定的反応を示した。

討議資料とその反応に基づいて、公開草案「一般購買力単位での財務報告」(FASB [1974b])が同年の12月に公表された。当公開草案の主要な結論は、すべての企業の財務諸表が、一般購買力単位による包括的な補足情報を含むべきであるというものであった。一般購買力情報をカレント・バリューの指標と誤解するという潜在的混乱に関しては、FASBは、企業が財務諸表において一般購買力情報を呈示し、説明する際に気をつければ、回避可能という見解をとった。

1974年の公開草案の規定は、基準書には至らなかった。1976年3月に、証券取引委員会（SEC）による会計連続通牒（ARS）第190号「特定の再調達原価データの開示を要求するレギュレーションS-X修正採用の通知」（SEC [1976]）が公表される。それによって、SECは、特定の公開会社に対して、再調達原価による補足データの提供を要求した。元々、イギリスでもアメリカでもインフレ修正については、一般物価指数による修正が主流であった。それは、インフレ問題が「貨幣購買力の低下」という貨幣の問題として理解されていたことを意味する。それが1970年代に入って制度化の段階を迎えるに当たって個別物価変動修正に焦点が移るのは、当時の「モノ中心思考」を抜きには理

解できないであろう。勿論、直接的契機は1973年の第一次オイル・ショックに始まる先進諸国での狂乱物価である。しかし、その下敷きには、1972年のローマクラブによる報告書『成長の限界』で警告された天然資源の枯渇に対する危機意識が潜在していたと考えられる。

SECのARS第190号の公表によってFASBは、インフレ会計制度化の作業を一部延期することとなる。FASBのインフレ会計制度化の作業延期の理由として、概念ステートメント第1号「企業の財務報告の目的」（FASB [1978a]）の完成も挙げられている（Waldron M.A, Shaver J.E., Jordan C.E. [1989] P.224）。それは、概念ステートメント第1号が、物価水準変動会計に関する解決策形成の際の指針として役立つとの判断からであった。1978年11月の概念ステートメント第1号の公表後、インフレ会計基準作成の努力を再開し、同年12月には公開草案「財務報告と物価変動」（FASB [1978b]）が公表された。続いて、1979年3月には第二の公開草案「恒常ドル会計」（FASB [1979a]）が公表される。これらの公開草案は、両者とも1974年の公開草案で勧告された一般物価変動情報の報告を提案していた。1974年の公開草案との主な相違点は、包括的修正から、一部のデータについての部分修正への移行と、修正指数としてGNPデフレーターではなく、全都市生活者の消費者物価指数（CPI(U)）を利用するという点であった。

その後、FASBの努力は、1979年9月の基準書第33号「財務報告と物価変動」(FASB [1979b])の公表に結実する。当基準書は、概念ステートメント第1号で示された財務諸表の目的、すなわち、財務諸表の情報は、利用者のキャッシュ・フローの見積に役立つべきだという目的に基づいていた。そして、一般物価変動修正情報と個別物価変動修正情報の両者が、一定の大企業によって報告されることになった。FASBは、物価水準修正データの有用性、つまり物価水準修正データ開示の継続と、カレント・コスト情報

と一般物価変動修正情報のいずれがより有用かという決定についての結果の見直しを当初から計画していた。FASBは、一つの「実験」として基準書第33号を公表し、実験結果の見直しに自ら関与したのである。

IV 時価情報の強制開示から 任意開示への移行

ASOBAT自体は、多元的評価が単独評価より有用であることは自明であるとし、多元的評価によって時価情報の有用性の問題を次のように回避している。

「本委員会の提唱したのは、時価による情報が利用目的に適合する唯一の変数だということではなくて、時価による情報も利用目的に適合する多くの変数の1つである、ということにすぎない。われわれは多元的価値会計を提唱しているのであるから、われわれは時価が利用目的に適合した唯一の測定であるということを示す必要はない。」飯野訳 [1969] 51頁

しかし、意思決定有用性を標榜する以上、実際に有用か否かを検証する必要が生じるのは当然の帰結である。ASOBATは、インフレ会計の制度化に「思想的基盤」を与えると同時に、その有用性を実証研究によって判定するという途も開いた。そして、まさに、その後者の結果として、インフレ会計の制度化の実験が終結することになる。

FASBによるインフレ会計の制度化以前に、物価変動修正情報の効果を対象とした、少なくとも23件の実証研究が蓄積されていた。そこでは、時価情報の意思決定有用性について、否定的な結果を示すものが15件もあったのに対し、肯定的な結果を示したのは3件にすぎなかったという(Waldron M.A, Shaver J.E., Jordan C.E. [1989] PP.224-225)。

勿論、それらの実証研究は、FASBによる時価情報開示の制度化によるデータを使ったわけではない。基準書第33号公表後も、FASBに時

価情報の有用性に関する証拠を提供すべく、実証研究が蓄積されていった。基準書第33号公表後の6年間に、少なくとも27件の実証研究が行われた。その内、約半数が、物価変動修正情報が有用でないという結果を報告した(Waldron M.A, Shaver J.E., Jordan C.E. [1989] P.225)。

また、12件の実証研究は、カレント・コスト情報と一般購買力情報の有用性の比較を行った。結果は決定的ではないが、カレント・コスト情報の優位が示されたという(Waldron M.A, Shaver J.E., Jordan C.E. [1989] P.225)。これに応えるべく、基準書第33号の公表から数えて5年後の1984年11月に、基準書第82号「財務報告と物価変動：特定の開示の除去」(FASB [1984a])が公表される。これによって、カレント・コスト情報を開示する企業は、一般購買力情報の開示を要求されなくなった。

1984年12月には、公開草案「財務報告と物価変動：カレント・コスト情報」(FASB [1984b])が公表される。当公開草案は、それまでに公表された財務報告と物価変動に関する全基準書を整理統合し、物価変動情報開示の最終段階を意図するものであったが、一般の反応が好ましくなかったため、基準書には至らなかった。一般からのコメントには、開示される物価変動情報が機関投資家によって利用されていないというものもあったという。また、物価変動情報が理解不可能であることを強調するコメントや、物価修正データがコスト効果的でないというコメントが寄せられた(Waldron M.A, Shaver J.E., Jordan C.E. [1989] P.227)。すなわち、物価変動修正情報は、概念ステートメント第2号で示された「有用性」、「理解可能性」そして「コスト・ベネフィット」という特性に欠けるといった評価が下されることとなった。その後、より効果的で有用な物価変動修正情報の開示を目指す新しいプロジェクトが開始されたりもするが、1980年に13.48%だったインフレ率が、1982年には6.15%に、そして1986年には1.90%に下がっていく中で(『OECD 経済統計』消費者物

価指数(全項目)より算定)、1986年9月に物価変動修正情報の開示の要件を取り除くことを提案した公開草案(FASB [1986a])が公表され、同年12月に基準書第89号「財務報告と物価変動」(FASB [1986b])となる。基準書第89号の公表によって、物価変動修正情報の開示は任意となった。

V 結びに代えて

ASOBATの貢献は、会計を情報システムとして位置づけ、伝統的な解釈から解き放つことによって、その領域拡大の可能性を示した点にある。しかし、その目的は、会計実務の改善に寄与するという、いわば伝統的なものであった。ASOBATは、最初にその目的について次のようにいう。

「本委員会が主として力を注いだのは、個々の実務を判断することのできる概念の基礎を確立することであった。」(飯野訳 [1969] 1頁)

しかし、ASOBAT公表の2年後の1968年のAAAの報告書では、ASOBATの基準の操作性について次のような評価が下される。

「これらの基準は、ASOBATのなかで定義され論じられているけれども、実行するに十分なほどには明確にされてはいない。したがってわれわれには、これらの諸基準を十分に操作的にすることはできなかった。」(法政大学会計学研究室訳 [1973] 154頁)

その後、約10年を経て、ASOBATと同じような報告書の作成を命じられたレブスン等は、その使命に対して次のように答えざるをえなくなる。

「しかし、そのような変化も、過去10年間に集められた新しい知識によって、会計職業が直面する多くのさし迫った問題にはどれひとつとしてやさしい理論的な解答はないという見方が十分に証明されているから、またむだに終わろうとしている。

こうした理由から、われわれの報告書は会計

理論のステートメントではない;それにかえて、われわれは会計理論及び理論承認に関するステートメントを作成したのである。」(染谷訳 [1980] V-VI頁)

しかし、ASOBATが掲げた目的は、その後のFASBのプロジェクトにおける概念ステートメントに引き継がれていく。そして、そこではASOBATの「多元的規準アプローチ」も、具体的な適用については多少の相違点はあるにせよ、「会計情報の質的特徴」として踏襲されていく。

「時価」対「原価」の論争は、ASOBATによって示された「時価」と「原価」の両方を呈示するという多元的評価によって一応の決着をみるにいたる。勿論、これは決着というよりはむしろ、コンピュータの発展に伴う情報処理技術の拡大を背景にして、「意思決定有用性」というスローガンのもとに行われた、理論上のモラトリアムというべきものであった。例えば、AAAの1977年報告書は次のようにいう。

「同じように、開示の拡大を、伝統的な測定論争を解決する手段とみるものもいる。たとえば、歴史的数値とカレント・コスト数値の両方を市場関係者に報告すれば、インフレーション会計に関する論争は除かれてしまう。」(染谷訳 [1980] 84頁)

ASOBATの意義は、時価情報の開示に限られるわけではない。ASOBATがそれまでの複式簿記を前提としたメカニカルな会計システムから、会計システム自体、そして会計理論を解き放つ大きな契機となり、日本でもその後「情報会計論」として展開する会計理論の出発点になったことは疑いようもない。すなわち、応用情報システムとしての会計システムの解釈は、その後、情報会計論および実証研究、並びに現実の会計システムのコンピュータ化に対して、「思想的基盤」を与えたことは明かである。しかし、ASOBATの具体的な提案の中では、時価情報開示に最も大きなウエイトが置かれ、その後のFASBによる時価情報開示の制度化に

対しても「思想的基盤」を提供したと見ることが出来る。基準書第33号は、一般物価変動修正と個別物価変動修正の両方を含む「結合会計」という方法を採用したが、それは、いずれのインフレ修正が有用かという「実験」でもあった。ASOBAT 自体は個別物価変動修正を意図し、ASOBAT 作成委員会のメンバーであるモリソンが一般物価変動修正の方が望ましいという意見を表明しているが(飯野訳 [1969] 136頁)、こうした「結合会計」の「実験」もASOBAT による「意思決定有用性アプローチ」を前提として初めて可能となったと考えられるのである。

(文 献)

- (1) American Accounting Association [1941], *Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statement*, *Accounting Review*, pp.133-9 (中島省吾訳 [1964]『増訂 A.A.A.会計原則』中央経済社).
- (2) American Accounting Association [1966] *A Statement of Accounting Basic Theory* (飯野利夫訳 [1969]『基礎的会計理論』国元書房).
- (3) American Accounting Association [1969] Committee on External Reporting - An Evaluation of External Reporting Practices - A Report of the 1966-68 Committee on External Reporting, *The Accounting Review 44* (Supplement, 1969) (法政大学会計学研究室訳 [1973]『基礎的会計理論の展開』同文館).
- (4) American Accounting Association. [1977] *Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance* (染谷恭次郎訳 [1980]『会計理論及び理論承認』国元書房).
- (5) AICPA [1947] Committee on Accounting Procedure, ARB No.33, "Depreciation and High Costs".
- (6) AICPA [1953] ARB No.43, "Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins No.1-42".
- (7) AICPA [1963] Accounting Research Division, ARS No.6, "Reporting the Effects of Price-Level Changes" (片野一郎監訳 [1972]『物価水準変動財務報告』同文館).
- (8) Edwards, Edgar O., Bell Philip W. [1961] *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press (中西寅雄監修, 伏見多美雄・藤森三男訳 [1964]『意思決定と利潤計算』日本生産性本部).
- (9) FASB [1974a] *Discussion Memorandum Reporting the Effects of General Price Level Changes in Financial Statements*.
- (10) FASB [1974b] *Exposure Draft-Financial Reporting in Units of General Purchasing Power*.
- (11) FASB [1978a] *Statement of Financial Accounting Concepts No.1*. "Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises" (森川八洲男監訳 [1988]『現代アメリカ会計の基礎概念』白桃書房, 平松一夫・広瀬義州訳 [1994]『FASB 財務会計の諸概念(改訳新版)』中央経済社).
- (12) FASB [1978b] *Exposure Draft-Financial Reporting and Changing Prices*.
- (13) FASB [1979a] *Exposure Draft-Constant Dollar Accounting*.
- (14) FASB [1979b] *Statement of Financial Accounting Standards No.33*. "Financial Reporting and Changing Prices" (日本公認会計士協会国際委員会訳 [1987]『米国 FASB 財務会計基準書 物価変動会計他』同文館).
- (15) FASB [1984a] *Statement of Financial Accounting Standards No.82*. "Financial Reporting and Changing Prices: Elimination of Certain Disclosures".
- (16) FASB [1984b] *Exposure Draft-Financial Reporting and Changing Prices: Current Cost Information*.
- (17) FASB [1986a] *Exposure Draft-Financial Reporting and Changing Prices*.
- (18) FASB [1986b] *Statement of Financial Accounting Standards No.89*. "Financial Reporting and Changing Prices".
- (19) Paton, W. [1920] Depreciation, Appreciation and Productive Capacity, *Journal of Accountancy*, July 1920, pp.1-11.
- (20) Paton, William A., Littleton, A. C. [1940]; *An Introduction to Corporate Accounting Standards* (中島省吾訳 [1958]『会社会計基準

- 序説 [改訳版]』森山書店).
- (21) Securities and Exchange Commission [1976] Accounting Series Release No.190, "Notice of Adoption of Amendments to Regulation S-X Requiring Disclosure of Certain Replacement Cost Data".
- (22) Sprouse, R.T., Moonitz, M. [1962] AICPA ARS No.3, *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises* (佐藤孝一・新井清光訳 [1962]『会計公準と会計原則』中央経済社).
- (23) Sweeney Henry W. [1936] *Stabilized Accounting*, New York.
- (24) Waldron M.A., Shaver J.E., Jordan C.E. [1989] The Evolution of Inflation Accounting in the U.S., in: Coffman, E.D., Tonker, H.T., Previts, G.J. (eds.) [1993] *Historical Perspectives of Selected Financial Accounting Topics*.